

法律家のから 助言

新型コロナ禍を巡って

德島弁護士会 業務改革 委員会副委員長



矢田 茂明

今日は、新型コロナウイルス感染症に備えた中小企業の事業継続に向けた留意点や資金援助についてお話しします。事業継続のためには、感染防止策と併せて、運転資金を切らさないことです。資金繰り表を作成し、最悪の場合にいつまで運転資金が持つのか把握しよう。事前に事業継続計画を立て、実務的な課題を検討しておくことも有益です。取引に支障が生じた場合

法律相談の電話受け付けは、平日正午～午後2時 0570-073
3567。日弁連ホームページでは24時間申し込みれる。

經營相談卷內活用者

の電話受け付けは、平日
2時50570(07
。日弁連ホーリページで
し込む。

窓口も利用できます。
新型コロナに関連し、定
款で定めた時期に定期株主
総会を開催できない場合で
も、法務省が示した解釈に
よれば、その状況が解消さ
れたら後合理的な期間内に開
催すれば足ります。

売り上げの減少で資金繰
りが厳しい場合、国の中小
企業金融相談窓口、県より
ず支援拠点、日本政策金融
公庫、商工中金、信用保証融
資協会、商工会議所などが設
けている経営相談窓口の利
用をお勧めします。政府系
融資には、新型コロナ特別
貸付、危機対応融資、特別
利子補給制度、マル経融資
などがあります。また政府
を前提として、特に厳しい
状況にある事業者に対する
持続化給付金制度の創設を
発表しています。徳島県
も、セーフティネット資
金、経済変動対策資金、経
営安定借換資金、企業応援

給付金といった支援制度を設けています。支援策について、最新の情報を入手してくださり、借り入れの返済が困難な場合、担当金融機関への相談をお勧めします。金融庁も、金融機関に事業者を積極的に支援するよう要請し、また全国銀行協会は、新型コロナの影響で期日までに支払えない手形・小切手も不渡り扱いしないよう要請してあります。支払条件の変更等に応じてもらえる可能性もあります。また銀行協会や金融機関に通じて、資金供給、融資条件の変更等に応じてもらうことをお勧めします。国土交通省も、テナント賃料が払えない場合は、貸主に相談し賃料の猶予等を求めることをお勧めします。不動産関連団体を通じて、新型コロナの影響で支払いが困難な場合、賃料の支払い猶予などの柔軟な措置を要請しています。また同省は、ビル賃貸事業者が新型コロナで経営に影響を受けた入居者の賃料を減免・猶予した場合、国税や社会保険料などの納付を1年間猶予すると発表しています。